

# 第 1 章 公共施設白書について





# 第1章 公共施設白書について

## 1 公共施設白書の位置付け

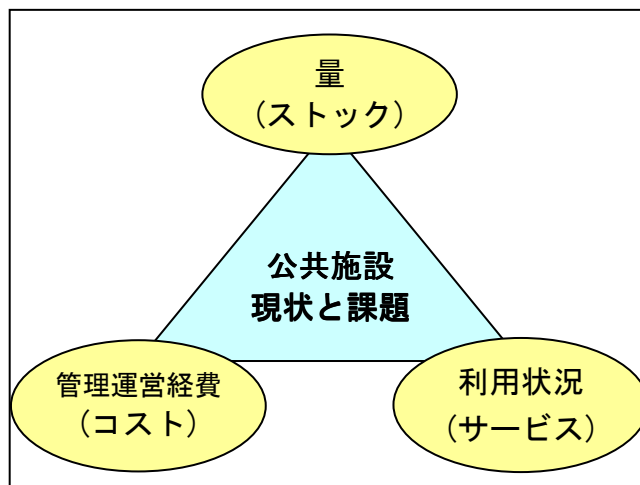
この白書は、本市の公共施設の現状を「量(ストック)」、「管理運営経費(コスト)」、「利用状況(サービス)」の三つの視点からとらえ、それらの調査・分析結果や評価とともに、管理運営面における課題を明らかにしたものです。

また、この白書の特徴の一つに、白書作成以前には詳細が公開される機会の少なかった公共施設のコストに関する情報等を積極的に公開し、施設所管部局の枠を超えて横断的な比較を行えるようにしていることが挙げられます。

公共施設は、市民が利用するために、市民や議会の意見を聞きながら行政が整備し、管理運営を行っているものですが、税や使用料の負担、管理運営への協力や参画など、施設を支えているのもまた市民です。

コスト情報を積極的に公開する第一の理由は、住民の高齢化と人口減少が進む中で、公共施設で提供するサービスのうち真に必要となるサービスを、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共施設を利用し、また支えている多くの市民が行政とともに、公共施設の将来のあるべき姿を考えていく必要があると考えたからです。

公共施設白書は、当初、平成 21 年 10 月に策定し、平成 25 年 3 月及び平成 27 年 3 月に改訂しており、ここで、三度目の改訂を行ったものですが、平成 23 年 3 月に策定した「秦野市公共施設再配置計画」を推進するにあたって施設の現状を把握するための資料として活用していきます。



## 2 白書で取り上げる公共施設等

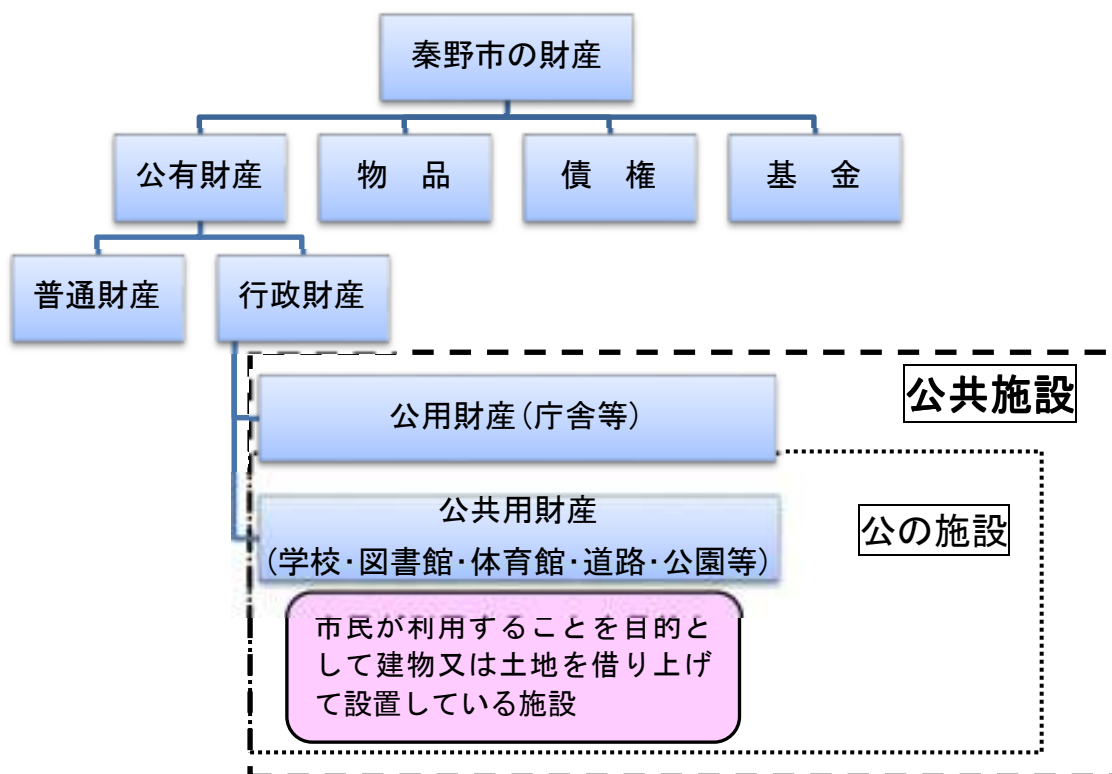
地方自治体が所有し、管理する財産は、地方自治法に基づき、次図のように分類されます。

また、「公有財産」とは、本市が所有していることを前提にしたものですが、本市が管理・運営を行う施設の中には、私有の建物又は土地を借り上げて設置しているものもあります。

地方自治法上では、これらの施設も含めて、「住民の福祉を増進する目的をも

ってその利用に供する施設」を総称し、「公の施設」としてその管理・運営に関して規定していますが、いわゆる「公共施設」とは、次図の点線内の財産のことをいいます。

【公共施設の法体系上の位置付け】

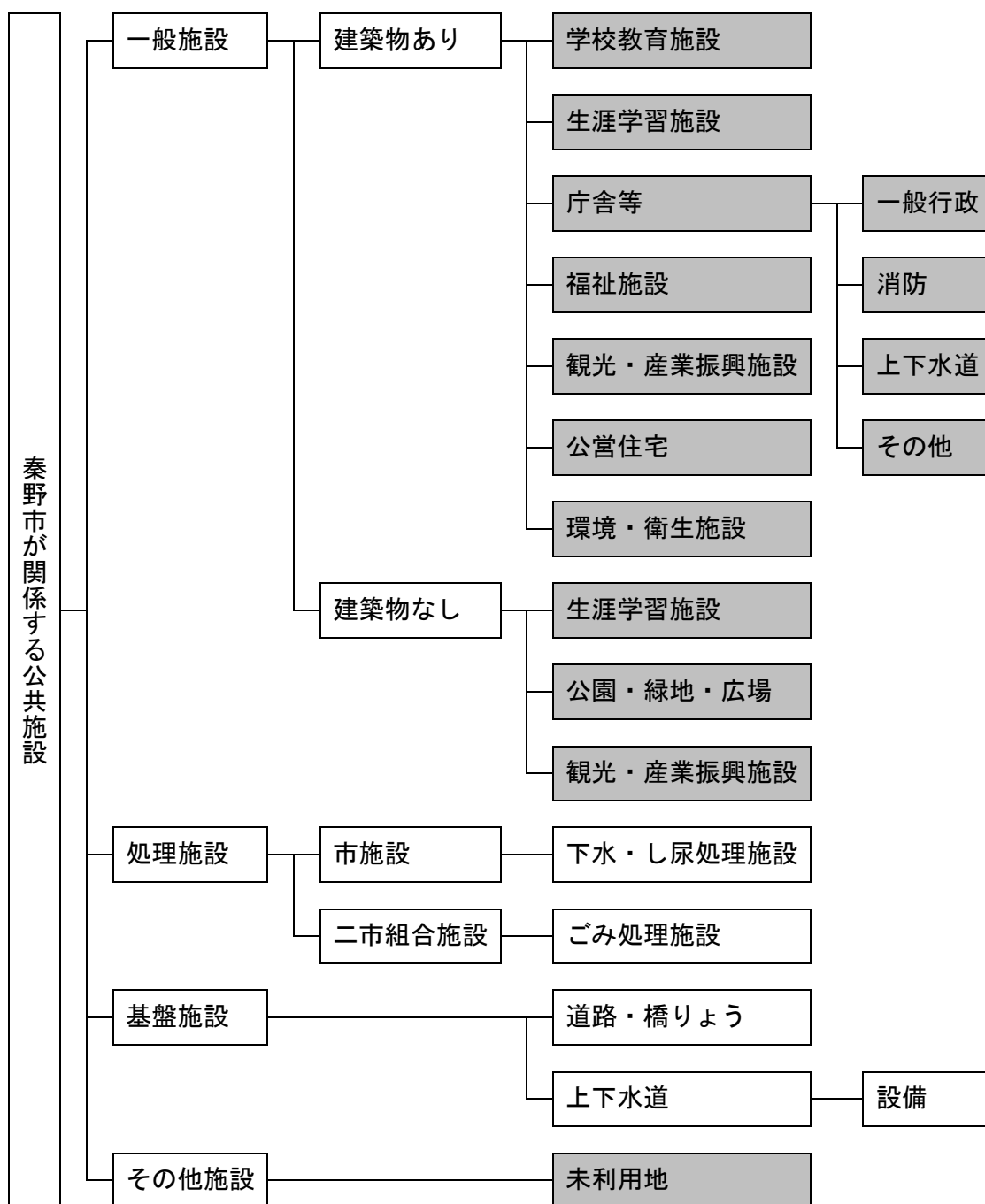


また、本市が関係する「公共施設」について、その態様と建築物の有無から分類すると、次図のとおりとなります。

「秦野市公共施設白書」は、この図の□に表した市民の利用する教育関係施設や福祉施設、行政サービスを提供する市庁舎や消防署等の公共施設(平成 28 年 3 月 31 日現在 481 施設)を対象として作成したものであり、道路や橋りょう、上下水道の基盤施設、ごみ収集所等の小規模な施設及び管理運営費が軽微である倉庫は、除いています。



### 【本市が関係する公共施設の分類】



なお、該当する公共施設のうち、本書で取り上げた「公共施設」の詳細な分類及び名称等については、次図に表すとおりです。



【白書で取り上げる公共施設】

